

ID: 1548

担当部署: 総務政策課

|   |                 |         |       |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 清算金の督促          |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 都市再開発法 第106条第2項 |         |       |
| 法令番号  | 昭和44年法律第38号     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第106条第2項の規定による。<br>(清算金の徴収)<br>第106条<br>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 |                 |         |       |
| 備考  |                 |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1549

担当部署: 総務政策課

|   |                     |         |       |
|---|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 清算金の督促(第106条第2項の準用) |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 都市再開発法 第118条の24第2項  |         |       |
| 法令番号  | 昭和44年法律第38号         |         |       |
| <b>【基準】</b><br>準用する法第106条第2項の規定による。<br>(清算金の徴収)<br>第106条<br>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 |                     |         |       |
| 備考  |                     |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日            | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1550

担当部署: 総務政策課

|   |                                 |         |       |
|---|---------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用) |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 都市再開発法 第118条の25の3第3項            |         |       |
| 法令番号  | 昭和44年法律第38号                     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定による。<br>(清算金の徴収)<br>第106条<br>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 |                                 |         |       |
| 備考  |                                 |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1551

担当部署: 総務政策課

|  |                   |         |       |
|--|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 費用の督促(第99条第4項の準用) |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市再開発法 第99条の8第5項  |         |       |
| 法令番号   | 昭和44年法律第38号       |         |       |
| <b>【基準】</b><br>準用する法第99条第4項の規定による。<br>(費用の徴収)<br>第99条<br>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 |                   |         |       |
| 備考   |                   |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日          | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1552

担当部署: 総務政策課

|  |                             |         |       |
|--|-----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用) |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市再開発法 第118条の28第2項          |         |       |
| 法令番号   | 昭和44年法律第38号                 |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第99条の8第5項において準用する法第99条第4項の規定による。<br>(費用の徴収)<br>第99条<br>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 |                             |         |       |
| 備考   |                             |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日                    | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1553

担当部署: 総務政策課

|  |                  |         |       |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 清算金の督促           |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 土地区画整理法 第110条第3項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和29年法律第119号     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第110条第3項の規定による。<br>(清算金の徴収及び交付)<br>第110条<br>3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 |                  |         |       |
| 備考   |                  |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1554

担当部署: 建設課

|  |                          |         |       |
|--|--------------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 負担金等の督促                  |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 河川法 第100条において準用する第74条第1項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和39年法律第167号             |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第74条第1項の規定による。<br/>(強制徴収)</p> <p>第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p> |                          |         |       |
| 備考   |                          |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日                 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1555

担当部署: 建設課

|  |              |         |       |
|--|--------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 負担金等の督促      |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 海岸法 第35条第1項  |         |       |
| 法令番号   | 昭和31年法律第101号 |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第35条第1項の規定による。<br>(強制徴収)<br>第35条 第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第12条第10項、第30条、第31条第1項、第32条第3項及び第33条第1項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 |              |         |       |
| 備考   |              |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日     | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 1557

担当部署: 産業課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 農地法 第3条の2第2項   |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 昭和27年法律第229号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第3条の2第1項及び第2項の規定による。<br/> (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1558

担当部署: 産業課

|   |              |         |       |
|---|--------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 措置命令         |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 農地法 第42条第1項  |         |       |
| 法令番号  | 昭和27年法律第229号 |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第42条第1項の規定による。<br>(措置命令)<br>第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。 |              |         |       |
| 備考  |              |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日     | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1563

担当部署: 産業課

|                     |   |                |       |
|---------------------|---|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 農用地利用集積計画の取消し   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項   |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 昭和55年法律第65号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第20条の2第2項の規定による。<br/> (農用地利用集積計画の取消し等)</p> <p>第20条の2</p> <p>2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |   |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日  | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1576

担当部署: 福祉健康課

|   |                               |         |       |
|---|-------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 調査書類提出命令拒否による支給制限             |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第9条 |         |       |
| 法令番号  | 平成22年法律第19号                   |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条及び第28条第1項の規定による。<br/> (支給の制限)</p> <p>第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第28条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。<br/> (調査)</p> <p>第28条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p> |                               |         |       |
| 備考  |                               |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1577

担当部署: 福祉健康課

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要       | 届出等拒否による手当支払い差止め   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第10条   |         |       |
| 法令番号        | 平成22年法律第19号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第10条及び第27条の規定による。</p> <p>第10条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第27条の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第27条 第7条第1項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p> |         |       |
| 備考          |  |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1578

担当部署: 福祉健康課

|  |                                   |         |       |
|--|-----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 不正利得の徴収                           |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第13条第1項 |         |       |
| 法令番号   | 平成22年法律第19号                       |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第13条の規定による。<br/>(不正利得の徴収)</p> <p>第13条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p> |                                   |         |       |
| 備考   |                                   |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日                          | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1579

担当部署: 福祉健康課

|  |                               |         |       |
|--|-------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 受給資格の喪失                       |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第4条 |         |       |
| 法令番号   | 平成22年法律第19号                   |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第4条の規定による。<br/>(支給要件)</p> <p>第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p> |                               |         |       |
| 備考   |                               |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日                      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1581

担当部署: 福祉健康課

|   |                                |         |       |
|---|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 支払の調整                          |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第12条 |         |       |
| 法令番号  | 平成22年法律第19号                    |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条の規定による。<br/>(支払の調整)</p> <p>第12条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p> |                                |         |       |
| 備考  |                                |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                       | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 1590

担当部署: 総務政策課

|  |                |         |       |
|--|----------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 協定の認定の取消し      |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市再生特別措置法 第77条 |         |       |
| 法令番号   | 平成14年法律第22号    |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第77条の規定による。<br>(協定の認定の取消し)<br>第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。<br>(1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。<br>(2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。 |                |         |       |
| 備考   |                |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日       | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1591

担当部署: 建設課

|  |                   |         |       |
|--|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 特定事業場の事故時の応急措置の命令 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 下水道法 第12条の9第2項    |         |       |
| 法令番号   | 昭和33年法律第79号       |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条の9第2項の規定による。<br/>(事故時の措置)</p> <p>第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> |                   |         |       |
| 備考   |                   |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日          | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1592

担当部署: 建設課

|                     |   |                |       |
|---------------------|---|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 流域下水道における特定事業場の事故時の応急措置の命令  |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 下水道法 第25条の18第1項   |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 昭和33年法律第79号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第25条の18第1項において準用する法第12条の9第2項の規定による。<br/> (事故時の措置)</p> <p>第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |   |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日  | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1593

担当部署: 産業課

|  |               |         |       |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 森林経営計画の認定の取消し |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 森林法 第16条      |         |       |
| 法令番号   | 昭和26年法律第249号  |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第16条の規定による。<br>(認定の取消し)<br>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。<br>(1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。<br>(2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。<br>(3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。 |               |         |       |
| 備考   |               |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1594

担当部署: 産業課

|             |   |         |       |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要       | 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 森林法 第10条の9  |         |       |
| 法令番号        | 昭和26年法律第249号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第10条の9の規定による。</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p> |         |       |
| 備考          |   |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日  | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1604

担当部署: 福祉健康課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 地域相談支援給付決定の取消し   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成17年法律第123号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。<br/>(地域相談支援給付決定の取消し)</p> <p>第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>(地域相談支援給付決定を取り消す場合)</p> <p>第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1611

担当部署: 福祉健康課

|   |   |
|---|---|
| <b>処分の概要</b>  | 指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令                   |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の28第4項 |
| <b>法令番号</b>   | 平成17年法律第123号                            |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第51条の28第4項の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を</p> |   |

当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

備考

設定年月日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日



ID: 1612

担当部署: 福祉健康課

|   |   |
|---|---|
| <b>処分の概要</b>  | 指定特定相談支援事業者の指定の取消し等                     |
| <b>法令名称<br/>根拠条項</b>  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の29第2項 |
| <b>法令番号</b>   | 平成17年法律第123号                            |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第51条の29第2項の規定による。<br/>(指定の取消し等)</p> <p>第51条の29</p> <p>2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> |   |

|       |          |         |       |
|-------|----------|---------|-------|
| 備考    |          |         |       |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1613

担当部署: 福祉健康課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 指定相談支援事業者に対する勧告措置命令  |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成17年法律第123号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第51条の33第3項の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1616

担当部署: 福祉健康課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 計画相談支援給付費の支給の取消し   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の55第1項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成18年厚生労働省令第19号  |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>省令第34条の55第1項の規定による。<br/> (計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1620

担当部署: 福祉健康課

|   |                   |                |       |
|---|-------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 通所給付決定の取消し        |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 児童福祉法 第21条の5の9第1項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和22年法律第164号      |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                   |                |       |
| <p>法第21条の5の9の規定による。</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。</p> |                   |                |       |
| <b>備考</b>   |                   |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和3年4月1日          | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1628

担当部署: 福祉健康課

|  |                  |         |       |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 勧告に係る措置命令        |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 児童福祉法 第24条の35第3項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第164号     |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第24条の35の規定による。</p> <p>第24条の35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> |                  |         |       |
| 備考   |                  |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1630

担当部署: 福祉健康課

|   |                      |
|---|----------------------|
| 処分の概要   | 指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等 |
| 法令名<br>根拠条項   | 児童福祉法 第24条の36        |
| 法令番号  | 昭和22年法律第164号         |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第24条の36の規定による。</p> <p>第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。</p> <p>(5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> |                      |
| 備考  |                      |

|              |          |                |       |
|--------------|----------|----------------|-------|
|              |          |                |       |
| <b>設定年月日</b> | 令和3年4月1日 | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |



ID: 1631

担当部署: 福祉健康課

|             |   |         |       |
|-------------|---|---------|-------|
| 処分の概要       | 勧告に係る措置命令   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 児童福祉法 第24条の40第3項  |         |       |
| 法令番号        | 昭和22年法律第164号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第24条の40の規定による。</p> <p>第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。</p> |         |       |
| 備考          |   |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日  | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1642

担当部署: 建設課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成24年法律第84号  |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第14条の規定による。<br/>(改善命令)</p> <p>第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1643

担当部署: 建設課

|  |                       |         |       |
|--|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 集約都市開発事業計画の認定の取消し     |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市の低炭素化の促進に関する法律 第15条 |         |       |
| 法令番号   | 平成24年法律第84号           |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第15条の規定による。<br>(集約都市開発事業計画の認定の取消し)<br>第15条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第10条第1項の認定を取り消すことができる。 |                       |         |       |
| 備考   |                       |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日              | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1652

担当部署: 建設課

|   |                                  |         |       |
|---|----------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 改善命令及び指定の取消し                     |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 河川法 第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項 |         |       |
| 法令番号  | 昭和39年法律第167号                     |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第58条の11の規定による。<br/>(監督等)</p> <p>第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> |                                  |         |       |
| 備考  |                                  |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1668

担当部署: 産業課

|   |   |                |       |
|---|---|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 設備整備計画の認定の取消し                                   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第3項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 平成25年法律第81号                                     |                |       |
| <b>【基準】</b>   |   |                |       |
| <p>法第8条の規定による。<br/> (設備整備計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p> |   |                |       |
| <b>備考</b>   |   |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和3年4月1日  | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1671

担当部署: 産業課

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要       | 青年等就農計画の認定の取消し   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項  |         |       |
| 法令番号        | 昭和55年法律第65号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第14条の5の規定による。<br/>(青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p> |         |       |
| 備考          |  |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1674

担当部署: 建設課

|   |              |         |       |
|---|--------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 船舶の除却等の措置命令  |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 海岸法 第12条第3項  |         |       |
| 法令番号  | 昭和31年法律第101号 |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条第3項の規定による。<br/>(監督処分)</p> <p>第12条</p> <p>3 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げに起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがあり、当該損傷又は汚損が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合(当該船舶が第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件に該当する場合を除く。)においては、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のため必要な措置を命ずることができる。</p> |              |         |       |
| 備考  |              |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日     | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1676

担当部署: 建設課

|  |               |         |       |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 業務運営の改善命令     |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 海岸法 第23条の5第2項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和31年法律第101号  |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第23条の5第2項の規定による。<br/>(監督等)</p> <p>第23条の5</p> <p>2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> |               |         |       |
| 備考   |               |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 1677

担当部署: 建設課

|  |               |         |       |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 海岸協力団体の指定の取消し |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 海岸法 第23条の5第3項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和31年法律第101号  |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第23条の5第2項及び第3項の規定による。<br/>(監督等)</p> <p>第23条の5</p> <p>2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> |               |         |       |
| 備考   |               |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1694

担当部署: 建設課

|   |                    |                |       |
|---|--------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 操作施設についての措置命令      |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 海岸法 第21条の3第1項及び第2項 |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和31年法律第101号       |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                    |                |       |
| <p>法第21条の3の規定による。</p> <p>第21条の3 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第1項又は第2項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該操作施設の開口部の閉塞その他当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第3項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> |                    |                |       |
| <b>備考</b>   |                    |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和3年4月1日           | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1704

担当部署: 建設課

|   |                           |         |       |
|---|---------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 勧告に係る措置命令                 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条第3項 |         |       |
| 法令番号  | 平成26年法律第127号              |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第14条第3項の規定による。<br/>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> |                           |         |       |
| 備考  |                           |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                  | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1707

担当部署: 産業課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 事業計画の認定の取消し等   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成26年法律第78号  |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第8条の規定による。<br/>(事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1709

担当部署: 福祉健康課

|  |  |                |       |
|--|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>   | 公私連携法人の指定の取消し                              |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第11項 |                |       |
| <b>法令番号</b>  | 平成18年法律第77号                                |                |       |
| <b>【基準】</b>  |  |                |       |
| 法第34条第10項及び第11項の規定による。<br>(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)  |  |                |       |
| 第34条   |  |                |       |
| 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。 |  |                |       |
| 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。  |  |                |       |
| <b>備考</b>  |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>   | 令和3年4月1日                                   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1720

担当部署: 福祉健康課

|   |                     |         |       |
|---|---------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 勧告に係る措置命令           |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 介護保険法 第115条の45の8第3項 |         |       |
| 法令番号  | 平成9年法律第123号         |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第115条の45の8の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> |                     |         |       |
| 備考  |                     |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日            | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1721

担当部署: 福祉健康課

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要       | 指定事業者の指定の取消し等  |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 介護保険法 第115条の45の9   |         |       |
| 法令番号        | 平成9年法律第123号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第115条の45の9の規定による。<br/> (指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> |         |       |
| 備考          |  |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1722

担当部署: 福祉健康課

|  |                       |         |       |
|--|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 児童福祉法 第34条の8の3第3項     |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第164号          |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第34条の8の3第3項の規定による。<br>第34条の8の3<br>3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 |                       |         |       |
| 備考   |                       |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日              | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 1723

担当部署: 福祉健康課

|   |                   |         |       |
|---|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 放課後児童健全育成事業の停止命令等 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 児童福祉法 第34条の8の3第4項 |         |       |
| 法令番号  | 昭和22年法律第164号      |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第34条の8の3第4項の規定による。<br>第34条の8の3<br>4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 |                   |         |       |
| 備考  |                   |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日          | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1726

担当部署: 福祉健康課

|  |                  |                |       |
|--|------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>   | 家庭的保育事業等に対する改善命令 |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 児童福祉法 第34条の17第3項 |                |       |
| <b>法令番号</b>  | 昭和22年法律第164号     |                |       |
| <b>【基準】</b>  |                  |                |       |
| 法第34条の17第3項の規定による。   |                  |                |       |
| 第34条の17  |                  |                |       |
| 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。 |                  |                |       |
| <b>備考</b>  |                  |                |       |
| <b>設定年月日</b>   | 令和3年4月1日         | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1727

担当部署: 福祉健康課

|  |                  |         |       |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 家庭的保育事業等の停止命令等   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 児童福祉法 第34条の17第4項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第164号     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第34条の17第4項の規定による。<br>第34条の17<br>4 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 |                  |         |       |
| 備考   |                  |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1730

担当部署: 福祉健康課

|  |                  |         |       |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 公私連携保育法人の指定の取消し  |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 児童福祉法 第56条の8第11項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第164号     |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条の8第10項及び第11項の規定による。</p> <p>第56条の8</p> <p>10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。</p> <p>11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。</p> |                  |         |       |
| 備考   |                  |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1731

担当部署: 福祉健康課

|  |                 |         |       |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 家庭的保育事業等の認可の取消し |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 児童福祉法 第58条第2項   |         |       |
| 法令番号   | 昭和22年法律第164号    |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第58条第2項の規定による。<br>第58条<br>2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。 |                 |         |       |
| 備考   |                 |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1732

担当部署: 福祉健康課

|   |   |                |       |
|---|---|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 不正利得の徴収                                       |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。) |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 平成24年法律第65号                                   |                |       |
| <b>【基準】</b>   |   |                |       |
| <p>法第12条の規定による。<br/>(不正利得の徴収)</p> <p>第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p> |   |                |       |
| <b>備考</b>   |   |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和3年4月1日                                      | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1735

担当部署: 福祉健康課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 教育・保育給付認定の取消し  |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 子ども・子育て支援法 第24条第1項   |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成24年法律第65号  |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第24条の規定による。<br/> (教育・保育給付認定の取消し)</p> <p>第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1742

担当部署: 福祉健康課

|              |  |         |       |
|--------------|--|---------|-------|
| 処分の概要        | 特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令  |         |       |
| 法令名称<br>根拠条項 | 子ども・子育て支援法 第39条第4項   |         |       |
| 法令番号         | 平成24年法律第65号  |         |       |
| 【基準】         | <p>法第39条の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> |         |       |
| 備考           |  |         |       |
| 設定年月日        | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 1743

担当部署: 福祉健康課

|  |                    |
|--|--------------------|
| 処分の概要  | 特定教育・保育施設の確認の取消し等  |
| 法令名称<br>根拠条項   | 子ども・子育て支援法 第40条第1項 |
| 法令番号   | 平成24年法律第65号        |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第40条の規定による。<br/>(確認の取消し等)</p> <p>第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請</p> |                    |

をすることができない。

備考

設定年月日

令和3年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1746

担当部署: 福祉健康課

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要       | 特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 子ども・子育て支援法 第51条第3項   |         |       |
| 法令番号        | 平成24年法律第65号  |         |       |
| 【基準】        | <p>法第51条の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> |         |       |
| 備考          |  |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1747

担当部署: 福祉健康課

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>処分の概要</b>  | 特定地域型保育事業者の確認の取消し等 |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 子ども・子育て支援法 第52条第1項 |
| <b>法令番号</b>   | 平成24年法律第65号        |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第52条の規定による。<br/>(確認の取消し等)</p> <p>第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が、第45条第6項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。</p> |                    |

|       |          |         |       |
|-------|----------|---------|-------|
| 備考    |          |         |       |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1748

担当部署: 福祉健康課

|   |                      |         |       |
|---|----------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 子ども・子育て支援法 第57条第3項   |         |       |
| 法令番号  | 平成24年法律第65号          |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第57条の規定による。<br/>(勧告、命令等)</p> <p>第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。</p> |                      |         |       |
| 備考  |                      |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日             | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1749

担当部署: 福祉健康課

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>処分の概要</b>   | 特定保育所の保育費用の徴収       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 子ども・子育て支援法 附則第6条第4項 |
| <b>法令番号</b>  | 平成24年法律第65号         |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法附則第6条の規定による。<br/> (保育所に係る委託費の支払等)</p> <p>第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p> <p>5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p> <p>6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。</p> <p>7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> |                     |
| <b>備考</b>  |                     |

|              |          |                |       |
|--------------|----------|----------------|-------|
|              |          |                |       |
| <b>設定年月日</b> | 令和3年4月1日 | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |



ID: 1753

担当部署: 住民課

|  |  |                |       |
|--|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>   | 個人番号カードの返納命令                                 |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第16条第1項 |                |       |
| <b>法令番号</b>  | 平成26年政令第155号                                 |                |       |
| <b>【基準】</b>  |  |                |       |
| 政令第16条の規定による。<br>(個人番号カードの返納命令)  |  |                |       |
| 第16条 住所地市町村長は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付又は同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。 |  |                |       |
| 2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。               |  |                |       |
| <b>備考</b>  |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>   | 令和3年4月1日                                     | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1759

担当部署: 産業課

|  |              |
|--|--------------|
| 処分の概要  | 違反転用に対する処分   |
| 法令名<br>根拠条項  | 農地法 第51条第1項  |
| 法令番号   | 昭和27年法律第229号 |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第51条の規定による。<br/>(違反転用に対する処分)</p> <p>第51条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人<br/>(2) 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者<br/>(3) 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人<br/>(4) 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、第1項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。<br/>(2) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。<br/>(3) 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>4 都道府県知事等は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。</p> <p>5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</p> |              |

|              |          |                |       |
|--------------|----------|----------------|-------|
|              |          |                |       |
| <b>備考</b>    |          |                |       |
| <b>設定年月日</b> | 令和3年4月1日 | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1761

担当部署: 産業課

|   |                        |         |       |
|---|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 監督処分                   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 農業振興地域の整備に関する法律 第15条の3 |         |       |
| 法令番号  | 昭和44年法律第58号            |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第15条の3の規定による。<br/>(監督処分)</p> <p>第15条の3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> |                        |         |       |
| 備考  |                        |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日               | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1763

担当部署: 建設課

|                     |  |                |       |
|---------------------|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 道路法 第48条の48第2項及び第3項  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 昭和27年法律第180号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第48条の48の規定による。<br/>(監督等)</p> <p>第48条の48 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> |                |       |
| <b>備考</b>           |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |

ID: 1793

担当部署: 総務政策課

|   |              |         |       |
|---|--------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 推進法人に対する改善命令 |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 都市緑地法 第72条   |         |       |
| 法令番号  | 昭和48年法律第72号  |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第72条の規定による。<br>(改善命令)<br>第72条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。<br><br>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照 |              |         |       |
| 備考  |              |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日     | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1794

担当部署: 総務政策課

|  |               |         |       |
|--|---------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 推進法人の指定の取消し   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 都市緑地法 第73条第1項 |         |       |
| 法令番号   | 昭和48年法律第72号   |         |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>法第73条第1項の規定による。<br/>(指定の取消し等)</p> <p>第73条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)参照</p> |               |         |       |
| 備考   |               |         |       |
| 設定年月日  | 令和3年4月1日      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1800

担当部署: 産業課

|             |  |         |       |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分の概要       | 目的外用途使用者等の特別徴収   |         |       |
| 法令名<br>根拠条項 | 土地改良法 第91条の2第6項  |         |       |
| 法令番号        | 昭和24年法律第195号   |         |       |
| 【基準】        | <p>法第91条の2第6項の規定による。<br/> (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>(1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合</p> <p>(2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> |         |       |
| 備考          |  |         |       |
| 設定年月日       | 令和3年4月1日   | 最終変更年月日 | 年 月 日 |